

日本学術会議法案に関する懸念事項について

2025 年 3 月 24 日

日本学術会議法案に関する懸念事項について、日本学術会議幹事会において以下のとおり整理した。政府に対しては、主にこれらの懸念事項について、見解を明らかにするよう求めていく。

1. 基本理念

現行の日本学術会議法は、前文に「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。」との記述が置かれ、日本学術会議は、1948 年の設立以来、このような理念の下で、国民から負託された使命を果たすための活動を行ってきた。「科学が文化国家の基礎」「わが国の平和的復興」といった理念は日本学術会議の成り立ちからしても不可欠の要素であるが、今回の法案には記載がなく、これまでの日本学術会議の継続性を失わせてしまうものとなるのではないかと懸念される。また、「文化」・「平和」が「知的資源」・「経済社会」と同義ではなく、法制上使用できないということはないと考えるが、文化や平和という言葉を使用しない理由は何か。そもそも、現行法の前文を維持できないという理由はなく、なぜ法案において現行法の前文を記載しないのか。

また、日本学術会議がナショナルアカデミーとして活動するためには、政治的、社会的に独立性を保ちながら、科学的な見地から問題の発見と解決法の提示、社会の未来像の提言、国際的な連携活動を通じた科学の共通認識の形成等に努めなければならない。現行の独立行政法人制度や最高裁の判例を見ても、法人であるということのみをもって独立性が確保されることにはならないが、法案には独立性の確保に関する規定がなく、ナショナルアカデミーとして独立の立場で健全な活動を行うことに関して懸念がある。また、仮に国を主語として、その法律の運用に当たっての留意事項を規定する場合に「尊重しなければならない」との用例が無いとしても法制上定められないとまでは言えず、日本学術会議は独立性の確保が必要であるという特質を踏まえれば、自主性・自律性については尊重規定とすることが適当ではないかと懸念される。

2. 機関

法人の運営の全般について外部の意見を幅広く聴くための仕組みは、その時々状況に応じて日本学術会議が柔軟に必要な機関を設置できることが望ましく、運営助言委員会として法定する理由がなく、業務の肥大や運営の硬直化を招くのではないかと懸念される。

会員による総会の招集について、これまで日本学術会議会則で定められていた規定が

法定され、かつ、例えば会員による総会の招集に必要な人数が会員総数の三分の一以上とされるなどその要件に変更が加えられており、日本学術会議の運営における独立性・自主性が損なわれ、また、これらにより、ボトムアップ型のガバナンスを弱体化させているのではないかとの懸念がある。

現在の日本学術会議総会は対面参加を原則とし、全国各地の大学、研究機関等を本務とする会員 210 人の定足数を満たす日程の調整には相当の時間を要する。他に本務を持つ会員 250 人が総会を機動的に開催することは非常に困難であり、総会において決議しなければならない事項は厳に必要なものに限るべきであると考ええる。例えば、「年度計画の作成」「自己点検評価書の作成」「予算の作成」「役員の報酬等及び職員の給与等の支給の基準の作成又は変更」「業務方法書の作成」「財務諸表の作成」「利益の残余の処分に係る金額と使途」「積立金の処分に係る金額及び日本学術会議が定めるもの」「政府出資等に係る不要財産」等について、その決定に関する権限を役員会に委譲するなどとしなければ、機動的かつ適正な運営はできないのではないかと懸念がある。

3. 会員選考

(1) 選定助言委員会

会員の選任は、日本学術会議が独立性・自主性を確保するための中心的な要素である。分野別業績審査委員会の研究分野の別、同委員会が行う研究又は業績の審査の基準及び方法、会員の候補者の選定の基準及び方法等については、日本学術会議が自ら検討し、決定すべきものであり、会員を含まない外部の有識者からなる選定助言委員会からの助言を得なくてはならない仕組みとすることは適当ではなく、また、業務の増大としかならない懸念がある。

また、選定助言委員会の職務として「会員の候補者の選定に関し、会員候補者選定委員会の諮問に応じて意見を述べる」と規定されており、個別の候補者の選定において会員以外の者からなる選定助言委員会が意見を述べることを否定されていない。「諮問に応じて」という規定ぶりにはなっているものの、全く諮問しなければ評価委員会等の指摘を受ける可能性もある。

限られた者のみの意見が反映される仕組みとなることで、現会員により次期会員を選任する制度（コ・オプテーション方式）が歪められる懸念がある。

(2) 会員の選任・方針・選考手続等

会員の選任は、日本学術会議が独立性・自主性を確保するための中心的な要素であり、そのためには、日本学術会議が自ら詳細なルールを決定できることが肝要である。その観点からすると、法案における会員及び会員の選任に関する規定は多岐かつ詳細にわたっており、会員の選任に関する日本学術会議の独立性・自主性が失われるのではないかという懸念がある。

(3) 新たな日本学術会議発足時の会員の選定（特別の選考）

海外のナショナルアカデミーと同様のコ・オブテーション方式は、有識者懇談会の議論及び最終報告において会員の選任に関する前提とされていたところであり、日本学術会議としても当初からコ・オブテーション方式は維持すべきものと考えているところである。しかし、法人発足時及び3年後の会員選定については、法案によれば、コ・オブテーション方式をとらず、現会員ではない外部の有識者を入れた候補者選考委員（候補者選考委員は会長が選任するが、選任に当たっては会員以外の内閣総理大臣が指定する者との協議を要するものとされている。）により会員候補者を選考することとされている。これは会員以外の者の選考によって会員の全員を入れ替えることで、現行の日本学術会議の人的継続性を失わせることを念頭に規定されているのではないか。そうであればコ・オブテーション方式を維持するために、特別の選考に関する規定については根本的に見直す、あるいは選考委員は会員の中から任命する、などとするのが適当ではないか。

(4) 公務員との兼務

会員の要件として、「政府又は地方公共団体の職員（…を除く。）は、会員となることができない」と規定されているが、会員は主に非常勤となることが想定されており、また、役員ではない会員は、純粋に個人の科学的な知見を活かして提言等の検討や国際学術団体との連携等の活動に個別に関わることが求められるのであり、他の大学、研究機関、民間企業に所属する会員と比較しても、常勤の公務員であることを直ちに欠格事由とする必然性に欠けるのではないか。

4. ガバナンス

(1) 監事

監事の職務は日本学術会議の業務の監査とされており、具体的な範囲や内容が限定されていない。内閣総理大臣が任命する監事が科学的助言や国際活動等の具体的な対象・内容等に意見を呈する可能性があるのであれば、政府からの独立性が確保されているからこそ適切に機能が発揮できるナショナルアカデミーとしてのこれらの活動の信頼性が失われるのではないかという懸念がある。

また、今回の法案では、他の法人の例と異なり、法人の長と監事の任命権者が異なっている。特に、総会ではなく内閣総理大臣が選任することとされている監事が、総会と異なる方針で役員の業務の監査を行うこととなると、法人の適正な運営に支障を生じるのではないか。

(2) 評価委員会

評価委員会の職務は、①自己点検評価の方法及び結果について調査審議し、日本学術会

議に対して意見を述べることに、②中期的な活動計画について日本学術会議に対して意見を述べることに、とされているが、その具体的な範囲や内容は示されていない。科学的助言の対象やその設定、内容等は日本学術会議の独立性・自主性によるべきものであるが、内閣総理大臣の任命による評価委員が、これらについて評価し、意見を述べることとなると、科学的根拠に基づく助言の中立性に疑義を生じさせかねないのではないかという懸念がある。評価委員会が行う評価の範囲や方法はどのようなになるのか。

(3) 中期的な活動計画、年度計画

有識者懇談会最終報告において「学術会議が国民や社会と適切にコミュニケーションをとりながら活動していくためには、アメリカ、イギリスなどの海外アカデミーと同様に、中期的な活動の方針を策定」する必要があると述べられていた。これは、日本学術会議が国の個別の事業を実施する機関ではなく、ナショナルアカデミーとして、科学的助言、国内・海外の学術団体との連携、科学リテラシーの向上等を行う組織であるということを踏まえたものと考えている。他方で、法案においては、「中期的な活動計画」とされ、また、記載すべき項目として「予算・収支計画」、「資金計画」などの事項が規定され、かつ、その方法・内容が内閣府令に委任されているが、これは独立行政法人のように政府による日本学術会議の業務の詳細な管理を企図しているものではないかと危惧している。

もし、最終報告が意図する中期的な活動方針が「世界最高のアカデミーにふさわしいビジョン」であり、法案がこれを実現するものであるならば、法律上の名称を「計画」とし、記載すべき項目に「予算・収支計画」、「資金計画」などの業務管理のための詳細な項目を規定することは適当ではないのではないかと危惧している。

また、中期的な活動計画及び年度計画に基づく自己点検評価について評価委員会による評価を受ける仕組みが規定されているが、これは独立行政法人のように詳細な評価書の作成やSABC等の評価を行い、政府による日本学術会議の業務の詳細な管理を企図しているものではないかと危惧している。

5. 財政基盤

日本学術会議がナショナルアカデミーとして、我が国の科学者の代表機関として内外に対してしっかりと活動していくために、これまでも国の機関として国費をいただいて運営を行ってきたところである。日本学術会議は主に審議機関としての性格が大きく、海外のナショナルアカデミーが持っているような独自の財政的な基盤を持つことが困難な現状においては、法人となるとしても引き続き財源の大部分を国費によって措置される必要があると考えている。また、有識者懇談会最終報告においては、「学術会議と国の関係は、学術会議が自律的な活動・運営を通じて期待される機能・役割を十分に発揮し、国民から負託された使命・目的を実現していくという前提の下で、国もその活動を保障し支援する責務を負うものと整理されている」とされたところである。

他方で、法案では「政府は、…業務の財源に充てるため、必要と認める金額を補助することができる」とされている。この規定によれば、活動に必要な経費の一部しか認められず、かつ、いわゆる補助金という、具体的な予算執行の手続の面も含め、自由度の低い財政措置になるものと考えている。この場合、ナショナルアカデミーとして安定かつ自律した活動をすることが非常に困難になるのではないか。

6. 内閣総理大臣による是正要求等

内閣総理大臣による是正要求について、不正の行為及び法令違反に加え、これらの行為をするおそれがある場合に、当該行為の是正のための必要な措置を講ずることを求めることができるとされているが、主として科学的助言機能を担う日本学術会議において、とくに役員以外の会員が不正の行為のおそれがあるときとは、具体的にいかなる場合が想定されるのか。

7. 会員の賠償責任及び守秘義務等

日常的な日本学術会議の運営は会長、副会長、役員会が中心に行い、その他の会員は個別の審議活動に参画するという会員の役割を踏まえると、会員が賠償責任を負うような場合は通常想定しがたいと考えられるが、具体的にどのような場合を想定しているのか。また、役員以外の会員も含む会員一人一人に他法人でいうところの理事（取締役）並みの賠償責任が課せられるというのは重すぎると考えられる。例えば、賠償責任を負わせる対象から会員を除外する、会員が賠償責任については「故意・重過失」を要件とする、などとするのが適当ではないか。

また、守秘義務及びその違反に対する罰則が置かれているが、どのような場合を想定して守秘義務及び違反に対する罰則が必要と考えているのか。

会員が業務以外のことを行った場合の罰則規定について、必要性に欠けるのではないか。具体的にどのような場合を想定しているのか。

8. 設立委員

法人となる日本学術会議の設立準備は、現行の日本学術会議が自ら行うことが適切と考える。そのため、日本学術会議の設立に関する準備行為を行う者となる設立委員については、現行の日本学術会議の会長又は副会長が務めることが適当であるが、この法案によれば、政治的任用の可能性が排除されないのではないか。

9. 総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）との関係について

法案では、日本学術会議の公的な位置づけや科学者の代表機関としての性格について変更するものではないと考えている。しかし、法案において、内閣府設置法における CSTI

議員に関する改正規定はない。これまで、「日本学術会議の在り方について」¹を踏まえて、科学技術の政策形成に当たって、車の両輪という位置づけから「関係行政機関の長」として日本学術会議会長が CSTI に恒常的に参画してきたが、この位置づけの根本的な変更をすることではないかとの懸念を抱いている。

10. 業務運営

(1) 業務方法書

業務方法書は内閣総理大臣認可事項となっているところ、記載すべき事項が法案では明確になっておらず、記載事項によっては日本学術会議の活動に大きな制約が課せられる可能性が否定できない。また、会員選考を含む学術会議の自主性によるべき事項が業務方法書に記載すべき事項とされる可能性があり、ナショナルアカデミーとしての独立性、自主性の確保における懸念が払拭できない。

(2) 代表権

総会が任命に関与せず監視役とされている監事が、会長の利益相反事項に限るとはいえ学術会議の代表権を行使するのは不適切ではないか。むしろ、会長の利益相反事項に関する代表権を有する者を総会が事前に定めておくことが適切ではないか。

¹ 「日本学術会議の在り方について」 （平成 15 年 2 月 26 日総合科学技術会議）（抜粋）「総合科学技術会議は、閣僚と有識者議員が一同に会して科学技術に関する政策形成を直接行う役割を担う。日本学術会議は、ボトムアップ的に科学者の意見を広く集約し、科学者の視点から中立的に政策提言を行う役割を担う。こうした役割分担に沿って、両者は、「車の両輪」として我が国の科学技術の推進に寄与するものと位置付ける。」